

国自貨第1440号の2
令和8年3月31日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

物流・自動車局長
(公印省略)

「ラストワンマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可
に係る取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達を発送した
ので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知方願います。

(別添)

○ ラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可に係る取扱いについて (令和6年3月29日付国自貨第868号) (下線部分は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: right;">国自貨第868号 令和6年3月29日 <u>改正 令和8年3月31日</u></p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: center;">物流・自動車局長 (公 印 省 略)</p> <p>ラストマイル輸送等への輸送対策としての 自家用有償運送の許可に係る取扱いについて</p> <p>近年の消費者ニーズの多様化や電子商取引の増加等を背景として、ラストマイル輸送（営業所から近距離の限られた区域内における住居等への配送をいう。以下同じ。）を中心に、事業用自動車のみでは、その輸送力の確保が困難となっている。このような現状に鑑み、良質な輸送サービスを確保し、あわせて、利用者ニーズに応えるため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号の規定に基づく自家用自動車の有償運送の許可に係る取扱いについて、別紙のとおり定めたので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。</p> <p>なお、本通達は令和8年4月1日以降を別紙1（2）の利用計画とするものから適用する。</p>	<p style="text-align: right;">国自貨第868号 令和6年3月29日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: center;">物流・自動車局長 (公 印 省 略)</p> <p>ラストマイル輸送等への輸送対策としての 自家用有償運送の許可に係る取扱いについて</p> <p>近年の消費者ニーズの多様化や電子商取引の増加等を背景として、ラストマイル輸送（営業所から近距離の限られた区域内における住居等への配送をいう。以下同じ。）を中心に、事業用自動車のみでは、その輸送力の確保が困難となっている。このような現状に鑑み、良質な輸送サービスを確保し、あわせて、利用者ニーズに応えるため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号の規定に基づく自家用自動車の有償運送の許可に係る取扱いについて、別紙のとおり定めたので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。</p> <p>なお、本通達は令和7年1月1日以降を別紙1（2）の利用計画とするものから適用し、これに伴い、「年末及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（平成15年2月14日国自貨第91号）は令和6年1月2月31日限りで廃止する。</p>
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>ラストマイル輸送等への輸送対策としての 自家用有償運送の許可に係る取扱いについて</p> <p>1 ラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用自動車の有償運送の許可については、次のとおり弾力的に運用することとし、迅速に処理すること。</p> <p>(1) 自家用自動車の有償運送に係る許可を得ようとする者は、別紙様式1の許可申請書を用いて、<u>貨物自動車運送事業者から代理申請を行わせるものとする。</u></p> <p>(2) 自家用自動車の有償運送に係る利用計画書は、別紙様式1のとおりとし、当該利用計画書の作成に当たっては、<u>2-1に掲げる年間稼働日数又は年間稼働時間の合計の上限を勘案すること。</u></p> <p>(3) 自家用自動車の有償運送に係る許可証は、別紙様式2のとおりとする。</p> <p><u>2-1</u> 貨物自動車運送事業者の事業用自動車のみでは輸送力の確保が困難であって、利用者の需要に対応した輸送サービスを提供する必要があり、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合に限って、毎年1月1日から12月31日までの期間のうち、有償運送の許可に係る自家用自動車（以下「許可自家用自動車」という。）による運送があくまで貨物自動車運送事業者の事業用自動車による運送を補完する規模にとどまり、貨物自動車運送事業者間の健全な競争環境を阻害しない範囲内において、次の(1)から(3)に定めるところにより行われる自家用自動車の有償運送について</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>ラストマイル輸送等への輸送対策としての 自家用有償運送の許可に係る取扱いについて</p> <p>1 ラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用自動車の有償運送の許可については、次のとおり弾力的に運用することとし、迅速に処理すること。</p> <p>(1) 自家用自動車の有償運送に係る許可申請書は、別紙様式1のとおりとし、<u>貨物自動車運送事業者からの代理申請を行わせるものとし、運送需要者欄には代理申請者を記入すること。</u></p> <p>(2) 自家用自動車の有償運送に係る利用計画書は、別紙様式1のとおりとし、当該利用計画書の作成に当たっては、<u>2に掲げる年間当たり利用日数の上限を勘案すること。</u></p> <p>(3) 自家用自動車の有償運送に係る許可証は、別紙様式2のとおりとする。</p> <p><u>2</u> 利用者ニーズに対応した輸送力の確保という公共の福祉の見地から必要やむを得ない場合において、運送需要者である貨物自動車運送事業者の営業所に配置されている事業用自動車と同数までの自家用自動車について、毎年1月1日から12月31日までの期間のうち、一両当たりの年間利用日数90日を上限に、1（2）の利用計画書別紙の利用計画期間について、自家用自動車の有償運送の許可をすることができるものとする。なお、許可の対象は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ラストマイル輸送として行われるもの。</p>

は、特例的に許可をすることができるものとする。

- (1) 許可自家用自動車の年間稼働日数の合計の上限は、運送需要者である貨物自動車運送事業者の営業所に配置されている事業用自動車の車両数に90日に乗じた日数とする。
- (2) (1)に掲げる年間稼働日数による運用によっては利用者の需要に対応した効率的な輸送サービスの提供が困難である場合には、当該年間稼働日数に8時間に乗じた年間稼働時間の合計を上限として、時間単位で有償運送を行うことができる。
- (3) (2)の年間稼働時間による運用を行う場合においては、許可自家用自動車の稼働時間を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により記録及び管理しなければならない。

2-2 自家用自動車の有償運送に係る許可の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) ラストマイル輸送として行われるもの。
- (2) (1)に掲げるもののほか、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域の実情に応じて運輸支局長が認めるもの。

3 自家用自動車の有償運送の許可にあたっては、運送需要者である貨物自動車運送事業者に対し、次のとおり指導すること。

- (1) 許可自家用自動車を有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないよう運転者に対し十分指導すること。
- (2) 運転者に対して法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等について研修等の利用者対策を実施し、輸送の安全の確保や利用者とのトラブルの防止に努めること。
- (3) 運転者が個人事業主である場合にあつては、運転者が安心して働ける環境の整備が必須であることを踏まえ、個人事業主の保護及び健康管理等に十分配慮するとともに、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）及び各種労働関係ガイドライン等を遵守すること。
- (4) 許可自家用自動車の有償運送について以下に該当する事案が発生した場合には、別紙様式3により当該有償運送に係る許可をした運輸監理部長又は運輸支局長に対し速やかに報告すること。
 - ① 運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為を行った場合
 - ② 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条各号に定める事故が発生した場合
 - ③ 運転者が、過積載違反、最高速度違反行為、駐停車違反、放置駐車違反その他道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反する行為（①に掲げるものを除く。）を行った場合
- (5) 運転者が(4)①に定める悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合には、当該運転者に対し許可証を直ちに返納するよう指導するとともに、その他の運転者に対して再発防止のための研修等を実施すること。
- (6) 許可自家用自動車に係る運送実績については、当該許可の利用期間が満了した日の翌日から起算して3箇月以内に、別紙様式4（2-1(2)の規定に基づき時間単位で有償運送を行う場合にあつては、別紙様式4に許可自家用自動車の稼働時間を記録及び管理した書面又は電磁的記録により作成された書類を添付したもの）により許可をした運輸監理部長又は運輸支局長に報告すること。なお、当該許可の利

- (2) (1)に掲げるもののほか、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域の実情に応じて運輸支局長が認めるもの。

(新設)

3 自家用自動車の有償運送の許可にあたっては、運送需要者である貨物自動車運送事業者に対し、次のとおり指導すること。

- (1) 当該許可に係る自家用自動車（以下「許可自家用自動車」という。）を有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないよう運転者に対し十分指導すること。
 - (2) 運転者に対して法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等について研修等の利用者対策を実施し、輸送の安全の確保や利用者とのトラブルの防止に努めること。
- (新設)

- (3) 許可自家用自動車の有償運送について以下に該当する事案が発生した場合には、別紙様式3により当該有償運送に係る許可をした運輸監理部長又は運輸支局長に対し速やかに報告すること。
 - ① 運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為を行った場合
 - ② 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条各号に定める事故が発生した場合
 - ③ 運転者が、過積載違反、最高速度違反行為、駐停車違反、放置駐車違反その他道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反する行為（①に掲げるものを除く。）を行った場合
- (4) 運転者が(3)①に定める悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合には、当該運転者に対し許可証を直ちに返納するよう指導するとともに、その他の運転者に対して再発防止のための研修等を実施すること。
- (5) 許可自家用自動車に係る運送実績については、当該許可の利用期間が満了した日の翌日から起算して3箇月以内に、別紙様式4により許可をした運輸監理部長又は運輸支局長に報告すること。なお、当該許可の利用期間が満了した日の翌日から起算して3箇月を超えて報告書の提出がなされない場合は、その翌年の営業所に係る許可を行わないものとする。

用期間が満了した日の翌日から起算して3箇月を超えて報告書の提出がなされない場合は、報告書が提出されるまでの間については、当該営業所に係る許可を行わない、又はすでに受けている許可の効力を停止するものとする。

- 4 運送需要者である貨物自動車運送事業者について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）の趣旨に鑑み、次のとおり取り扱うこととする。
- (1) 法第33条（第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車の使用停止以上の処分（以下「行政処分」という。）を受けている事業者には、当該処分期間中については、当該処分を受けている営業所に係る許可を行わないものとする。
 - (2) 許可基準に満たない保有車両数5両未満の営業所に該当する場合は、許可を行わないものとする（貨物軽自動車運送事業者を除く。）。
なお、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性に鑑み、車両数についての特例が設けられ、業務の範囲を限定する旨の条件が付されている霊柩又は一般廃棄物運送を行う事業者等においては、保有車両数にかかわらず、許可の対象としないものとする。
 - (3) 自らが需要者となっている許可自家用自動車に関して以下に該当する事案が発生した場合には、当該有償運送の許可の利用期間が満了した日の翌日から起算して1年を経過しない間は、当該事案が発生した営業所に係る許可を行わないものとする。
 - ① 2-1に規定する年間稼働日数又は年間稼働時間の合計の上限を超えて有償運送が行われた場合
 - ② 運転者が3(4)①に定める悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合
 - ③ 3(4)に関し、事実又はこれを証するものを隠滅したと認められる場合
 - (4) 運送需要者である貨物自動車運送事業者が行政処分を受けることになった場合には、当該処分期間中については、処分を受けている営業所に係る許可自家用自動車の許可の効力を停止するものとする。

附 則（令和6年3月29日付国自貨第868号）

この通達の施行前に許可された令和6年分の許可自家用自動車に係る処分については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月31日付国自貨第1440号）
（施行期日）

- 1 この通達は、令和8年4月1日から施行する。
（自家用自動車の有償運送の許可に係る準備行為）
- 2 この通達による改正後のラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可に係る取扱いについて（以下「新通達」という。）の規定による自家用自動車の有償運送の許可を受けようとする者は、この通達の施行の日前においても、新通達の規定の例により、その申請を行うことができる。
- 3 行政庁は、前項の規定により申請があった場合には、この通達の施行日前においても、新通達の規定の例により、許可をすることができる。この場合において、当該許可は、この通達の施行の日にされたものとみなす。
（令和8年分の許可の取扱いに関する経過措置）
- 4 この通達の施行日前に、この通達による改正前のラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可に係る取扱いについて（以下「旧通達」という。）の規定に基づき令和8年分の許可を受けた場合にあっては、この通達の施行日以後については、新通達2-1(1)の規定に基づき、有償運送を行うことができる。この場合において、この通達の施行日以後に使

- 4 運送需要者である貨物自動車運送事業者について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）の趣旨に鑑み、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 法第33条（第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車の使用停止以上の処分（以下「行政処分」という。）を受けている事業者には、当該処分期間中については、当該処分を受けている営業所に係る許可を行わないものとする。
- (2) 許可基準に満たない保有車両数5両未満の営業所に該当する場合は、許可を行わないものとする（貨物軽自動車運送事業者を除く。）。
なお、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性に鑑み、車両数についての特例が設けられ、業務の範囲を限定する旨の条件が付されている霊柩又は一般廃棄物運送を行う事業者等においては、保有車両数にかかわらず、許可の対象としないものとする。
- (3) 自らが需要者となっている許可自家用自動車に関して以下に該当する事案が発生した場合には、当該有償運送の許可の利用期間が満了した日の翌日から起算して1年を経過しない間は、当該事案が発生した営業所に係る許可を行わないものとする。
 - ① 2の規定に反して一両当たり年間90日の上限を超えて有償運送が行われた場合
 - ② 運転者が3(3)①に定める悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合
 - ③ 3(3)に関し、事実又はこれを証するものを隠滅したと認められる場合
- (4) 運送需要者である貨物自動車運送事業者が許可自家用自動車の有償運送の許可期間内に行政処分を受けることになった場合には、当該処分期間中については、処分を受けている営業所に係る許可自家用自動車の許可は無効とする。

附 則（令和6年3月29日付国自貨第868号）

この通達の施行前に許可された令和6年分の許可自家用自動車に係る処分については、なお従前の例による。

用することができる稼働日数の上限は、新通達 2-1 (1)の規定に基づき算出した年間稼働日数の合計からこの通達の施行日前に令和 8 年分の許可に係る自家用自動車を使用した日数の合計を除いた日数とする。

5 この通達の施行日前に、旧通達の規定に基づき令和 8 年分の許可を受けた場合であって、自家用自動車の稼働時間を書面又は電磁的記録により記録及び管理することができる場合にあっては、この通達の施行日以後について、新通達 2-1 (2)の規定に基づき、時間単位で有償運送を行うことができる。この場合において、この通達の施行日以後に使用することができる稼働時間の上限は、新通達 2-1 (2)の規定に基づき算出した年間稼働時間の合計からこの通達の施行日前に令和 8 年分の許可に係る自家用自動車を使用した日数の合計に 8 時間を乗じて得た時間を除いた時間とする。

新

様式 1
有償運送許可申請書及び有償運送利用計画書

年 月 日

運輸支局長 殿

申請代理人
住所
氏名又は名称

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

運送需要者（運送事業者）の氏名又は名称、住所及び営業所名	
事業用自動車数 ※一般貨物自動車と軽貨物自動車の車両数を分けてご記載ください。	一般貨物自動車 台 軽貨物自動車 台
許可申請者の氏名又は名称	有償運送許可申請者名簿のとおり
運送しようとする物の種類	(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物
運送しようとする期間	(例) 7月～9月、11月～12月の間
運送しようとする区	(例) ○○配達所から千代田区内の住居等
自動車登録番号又は車両番号	有償運送許可申請者名簿のとおり
有償運送を必要とする理由	ラストマイル輸送等に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。
申請者による誓	申請する年において、2-1に規定する年間稼働日数又は年間稼働時間の合計の上限を超えて道路運送法による有償運送の許可を受けて貨物の運送は行いません。また、2-1(2)の規定に基づき、時間単位で有償運送を行う場合においては、許可自家用自動車の稼働時間について、書面又は電磁的記録により記録及び管理します。運送需要者（運送事業者）が実施する法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等に関する研修等を受講します。

(削る)

旧

様式 1
有償運送許可申請書及び有償運送利用計画書

年 月 日

運輸支局長 殿

申請代理人
住所
氏名又は名称

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

運送需要者（運送事業者）の氏名又は名称及び住所	
許可申請者の氏名又は名称	有償運送許可申請者名簿のとおり
運送しようとする物の種類	(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物
運送しようとする期間	有償運送許可申請者名簿のとおり
運送しようとする区	(例) ○○配達所から千代田区内の住居等
自動車登録番号又は車両番号	有償運送許可申請者名簿のとおり
有償運送を必要とする理由	繁忙期に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。
申請者による誓	申請する年において、90日を超えて道路運送法による有償運送の許可を受けて貨物の運送は行いません。運送需要者（運送事業者）が実施する法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等に関する研修等を受講します。

※ 運送需要者（運送事業者）の欄には、営業所名まで記載するものとする。

※ 運送しようとする期間の欄に記載する期間は、有償運送許可の申請時における計画期間であり、実際の稼働日数又は稼働時間に関しては、有償運送の許可期間満了後、有償運送実績報告書（様式4）により、報告すること。

※ 添付書類：電子化されていない自動車検査証にあっては自動車検査証（写）
又は電子化された自動車検査証にあっては自動車検査証記録事項

（新設）

※ 添付書類：電子化されていない自動車検査証にあっては自動車検査証（写）
又は電子化された自動車検査証にあっては自動車検査証記録事項

新

有償運送許可申請者名簿

番号	氏名又は名称	自動車登録番号 又は車両番号
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

(削る)

旧

有償運送許可申請者名簿

番号	住所 事業所名 事業用自動車数 <small>※一般貨物自動車と軽貨物自動車の許可数を分けてご記載ください。</small> 氏名又は名称 <small>※一つの欄に分けてご記載ください。</small>	自動車登録番号 又は車両番号	年間利用計画期間 <small>※〇年〇月〇日～〇月〇日及び〇月〇日～〇月〇日の計〇〇日間のようにご記載ください</small>
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

※上記の利用計画期間は、有償運送許可の申請時における計画内容であり、実際の稼働日に関しては、有償運送の許可期間満了後、有償運送実績報告書（様式5）により、報告すること。なお年間当たり90日を超えないこと。

新

旧

様式2

有 償 運 送 許 可 証

氏名又は名称	(例) 別添名簿のとおり
自動車登録番号 又は車両番号	(例) 別添名簿のとおり
運送需要者 (運送事業者) の営業所	
有償運送 許可期間	

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	<ol style="list-style-type: none"> この許可証は、携行し、求めに応じいつでも提示できるようにすること。 上記に記載された自動車での運送は、輸送力の確保が困難となっているラストマイル輸送における貨物の運送等に限ること。 上記に記載された自動車は、有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないこと。 上記に記載された自動車の運転者が悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合には直ちに許可証を返納すること。 この許可証は、許可期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。
-----	--

年 月 日 第 号許可

運輸局 運輸支局長 印

様式2

有 償 運 送 許 可 証

氏名又は名称	
自動車登録番号 又は車両番号	
運送需要者 (運送事業者) の営業所	
有償運送 許可期間	までのうち最大で90日

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	<ol style="list-style-type: none"> この許可証は、<u>自動車の外側から見やすいようにして表示すること。</u> 上記に記載された自動車での運送は、輸送力の確保が困難となっているラストマイル輸送における貨物の運送等に限ること。 上記に記載された自動車は、有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないこと。 上記に記載された自動車の運転者が悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合には直ちに許可証を返納すること。 この許可証は、許可期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。
-----	---

年 月 日 第 号許可

運輸局 運輸支局長 印

新	旧																																																																
<p>様式 3</p> <p style="text-align: center;">有償運送許可に係る事故等報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">運輸支局長 殿</p> <p style="text-align: center;">運送需要者（運送事業者） 住所 氏名又は名称 営業所</p> <p>1. 自動車登録番号又は車両番号</p> <p>2. 運転者の氏名及び住所</p> <p>3. 発生日時及び発生場所</p> <p>4. 事故等の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 5%;">1</td><td style="width: 45%;">救護義務違反</td><td style="width: 5%;">2</td><td style="width: 45%;">酒酔い運転</td></tr> <tr><td>3</td><td>薬物等使用運転</td><td>4</td><td>妨害運転</td></tr> <tr><td>5</td><td>無免許運転</td><td>6</td><td>酒気帯び運転</td></tr> <tr><td>7</td><td>過労運転</td><td>8</td><td>大型自動車等無資格運転</td></tr> <tr><td>9</td><td>無車検運行</td><td>10</td><td>過積載運行</td></tr> <tr><td>11</td><td>最高速度違反</td><td>12</td><td>駐停車違反・放置駐車違反</td></tr> <tr><td>13</td><td colspan="3">----- (上記以外の)道路交通法の違反行為 (具体的な内容を下記に記入) -----</td></tr> <tr><td>14</td><td colspan="3">----- 自動車事故報告規則第2条各号に定める事故 (具体的な内容を下記に記入) ----- (自動車事故報告規則第2条第 号)</td></tr> </table> <p>※ 該当する項目番号に ○ すること。</p>	1	救護義務違反	2	酒酔い運転	3	薬物等使用運転	4	妨害運転	5	無免許運転	6	酒気帯び運転	7	過労運転	8	大型自動車等無資格運転	9	無車検運行	10	過積載運行	11	最高速度違反	12	駐停車違反・放置駐車違反	13	----- (上記以外の)道路交通法の違反行為 (具体的な内容を下記に記入) -----			14	----- 自動車事故報告規則第2条各号に定める事故 (具体的な内容を下記に記入) ----- (自動車事故報告規則第2条第 号)			<p>様式 3</p> <p style="text-align: center;">有償運送許可に係る事故等報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">運輸支局長 殿</p> <p style="text-align: center;">運送需要者（運送事業者） 住所 氏名又は名称 営業所</p> <p>1. 自動車登録番号又は車両番号</p> <p>2. 運転者の氏名及び住所</p> <p>3. 発生日時及び発生場所</p> <p>4. 事故等の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 5%;">1</td><td style="width: 45%;">救護義務違反</td><td style="width: 5%;">2</td><td style="width: 45%;">酒酔い運転</td></tr> <tr><td>3</td><td>薬物等使用運転</td><td>4</td><td>妨害運転</td></tr> <tr><td>5</td><td>無免許運転</td><td>6</td><td>酒気帯び運転</td></tr> <tr><td>7</td><td>過労運転</td><td>8</td><td>大型自動車等無資格運転</td></tr> <tr><td>9</td><td>無車検運行</td><td>10</td><td>過積載運行</td></tr> <tr><td>11</td><td>最高速度違反</td><td>12</td><td>駐停車違反・放置駐車違反</td></tr> <tr><td>13</td><td colspan="3">----- (上記以外の)道路交通法の違反行為 (具体的な内容を下記に記入) -----</td></tr> <tr><td>14</td><td colspan="3">----- 自動車事故報告規則第2条各号に定める事故 (具体的な内容を下記に記入) ----- (自動車事故報告規則第2条第 号)</td></tr> </table> <p>※ 該当する項目番号に ○ すること。</p>	1	救護義務違反	2	酒酔い運転	3	薬物等使用運転	4	妨害運転	5	無免許運転	6	酒気帯び運転	7	過労運転	8	大型自動車等無資格運転	9	無車検運行	10	過積載運行	11	最高速度違反	12	駐停車違反・放置駐車違反	13	----- (上記以外の)道路交通法の違反行為 (具体的な内容を下記に記入) -----			14	----- 自動車事故報告規則第2条各号に定める事故 (具体的な内容を下記に記入) ----- (自動車事故報告規則第2条第 号)		
1	救護義務違反	2	酒酔い運転																																																														
3	薬物等使用運転	4	妨害運転																																																														
5	無免許運転	6	酒気帯び運転																																																														
7	過労運転	8	大型自動車等無資格運転																																																														
9	無車検運行	10	過積載運行																																																														
11	最高速度違反	12	駐停車違反・放置駐車違反																																																														
13	----- (上記以外の)道路交通法の違反行為 (具体的な内容を下記に記入) -----																																																																
14	----- 自動車事故報告規則第2条各号に定める事故 (具体的な内容を下記に記入) ----- (自動車事故報告規則第2条第 号)																																																																
1	救護義務違反	2	酒酔い運転																																																														
3	薬物等使用運転	4	妨害運転																																																														
5	無免許運転	6	酒気帯び運転																																																														
7	過労運転	8	大型自動車等無資格運転																																																														
9	無車検運行	10	過積載運行																																																														
11	最高速度違反	12	駐停車違反・放置駐車違反																																																														
13	----- (上記以外の)道路交通法の違反行為 (具体的な内容を下記に記入) -----																																																																
14	----- 自動車事故報告規則第2条各号に定める事故 (具体的な内容を下記に記入) ----- (自動車事故報告規則第2条第 号)																																																																

新

旧

様式4

有償運送実績報告書

運輸支局長 殿

年 月 日

運送需要者（運送事業者）
住所
氏名又は名称
営業所

年 月 日から 年 月 日までの自家用自動車の有償運送にかかる運送実績
について、下記のとおり報告します。

番 号	自動車登録番号 又は車両番号	年間稼働日数又は年間稼働時間	
		年間稼働日数 ※○年○月○日～○月○ 日及び○月○日～○月○ 日の計○○日間のように ご記載ください。	年間稼働時間 ※○年○月○日～○月○ 日の各○時間及び○月○ 日～○月○日の各○時間 の計○○時間のように記 載ください。
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			

様式4

有償運送実績報告書

運輸支局長 殿

年 月 日

運送需要者（運送事業者）
住所
氏名又は名称
営業所

年 月 日から 年 月 日までの自家用自動車の有償運送にかかる運送実績に
ついて、下記のとおり報告します。

番 号	自動車登録番号 又は車両番号	稼 働 日
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		

14			
15			

使用した年間稼働日数の合計 ○○○日 (又は年間稼働時間の合計 ○○○時間)
 年間稼働日数の合計の上限 ○○○日 (又は年間稼働時間の合計の上限 ○○○時間)

14			
15			

使用した年間稼働日数の合計 ○○○日 (又は年間稼働時間の合計 ○○○時間)
 年間稼働日数の合計の上限 ○○○日 (又は年間稼働時間の合計の上限 ○○○時間)

国自貨第868号
令和6年3月29日
改正 令和8年3月31日

各地方運輸局長 }
沖縄総合事務局長 } 殿

物流・自動車局長
(公印省略)

ラストマイル輸送等への輸送対策としての
自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

近年の消費者ニーズの多様化や電子商取引の増加等を背景として、ラストマイル輸送（営業所から近距離の限られた区域内における住居等への配送をいう。以下同じ。）を中心に、事業用自動車のみでは、その輸送力の確保が困難となっている。このような現状に鑑み、良質な輸送サービスを確保し、あわせて、利用者ニーズに応えるため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号の規定に基づく自家用自動車の有償運送の許可に係る取扱いについて、別紙のとおり定めたので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達は令和8年4月1日以降を別紙1（2）の利用計画とするものから適用する。

ラストマイル輸送等への輸送対策としての
自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

- 1 ラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用自動車の有償運送の許可については、次のとおり弾力的に運用することとし、迅速に処理すること。
 - (1) 自家用自動車の有償運送に係る許可を得ようとする者は、別紙様式1の許可申請書を用いて、貨物自動車運送事業者から代理申請を行わせるものとする。
 - (2) 自家用自動車の有償運送に係る利用計画書は、別紙様式1のとおりとし、当該利用計画書の作成に当たっては、2-1に掲げる年間稼働日数又は年間稼働時間の合計の上限を勘案すること。
 - (3) 自家用自動車の有償運送に係る許可証は、別紙様式2のとおりとする。

- 2-1 貨物自動車運送事業者の事業用自動車のみでは輸送力の確保が困難であって、利用者の需要に対応した輸送サービスを提供する必要があり、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合に限り、毎年1月1日から12月31日までの期間のうち、有償運送の許可に係る自家用自動車（以下「許可自家用自動車」という。）による運送があくまで貨物自動車運送事業者の事業用自動車による運送を補完する規模にとどまり、貨物自動車運送事業者間の健全な競争環境を阻害しない範囲内において、次の(1)から(3)に定めるところにより行われる自家用自動車の有償運送については、特例的に許可をすることができるものとする。
 - (1) 許可自家用自動車の年間稼働日数の合計の上限は、運送需要者である貨物自動車運送事業者の営業所に配置されている事業用自動車の車両数に90日に乗じた日数とする。
 - (2) (1)に掲げる年間稼働日数による運用によっては利用者の需要に対応した効率的な輸送サービスの提供が困難である場合には、当該年間稼働日数に8時間に乗じた年間稼働時間の合計を上限として、時間単位で有償運送を行うことができる。
 - (3) (2)の年間稼働時間による運用を行う場合においては、許可自家用自動車の稼働時間を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により記録及び管理しなければならない。

- 2-2 自家用自動車の有償運送に係る許可の対象は、次に掲げるものとする。
 - (1) ラストマイル輸送として行われるもの。
 - (2) (1)に掲げるもののほか、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域の実情に応じて運輸支局長が認めるもの。

- 3 自家用自動車の有償運送の許可にあたっては、運送需要者である貨物自動車運送事

業者に対し、次のとおり指導すること。

- (1) 許可自家用自動車を有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないよう運転者に対し十分指導すること。
 - (2) 運転者に対して法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等について研修等の利用者対策を実施し、輸送の安全の確保や利用者とのトラブルの防止に努めること。
 - (3) 運転者が個人事業主である場合にあっては、運転者が安心して働ける環境の整備が必須であることを踏まえ、個人事業主の保護及び健康管理等に十分配慮するとともに、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）及び各種労働関係ガイドライン等を遵守すること。
 - (4) 許可自家用自動車の有償運送について以下に該当する事案が発生した場合には、別紙様式3により当該有償運送に係る許可をした運輸監理部長又は運輸支局長に対し速やかに報告すること。
 - ① 運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為を行った場合
 - ② 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条各号に定める事故が発生した場合
 - ③ 運転者が、過積載違反、最高速度違反行為、駐停車違反、放置駐車違反その他道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反する行為（①に掲げるものを除く。）を行った場合
 - (5) 運転者が(4)①に定める悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合には、当該運転者に対し許可証を直ちに返納するよう指導するとともに、その他の運転者に対して、再発防止のための研修等を実施すること。
 - (6) 許可自家用自動車に係る運送実績については、当該許可の利用期間が満了した日の翌日から起算して3箇月以内に、別紙様式4（2-1(2)の規定に基づき時間単位で有償運送を行う場合にあっては、別紙様式4に許可自家用自動車の稼働時間を記録及び管理した書面又は電磁的記録により作成された書類を添付したもの）により許可をした運輸監理部長又は運輸支局長に報告すること。なお、当該許可の利用期間が満了した日の翌日から起算して3箇月を超えて報告書の提出がなされない場合は、報告書が提出されるまでの間については、当該営業所に係る許可を行わない、又はすでに受けている許可の効力を停止する。
- 4 運送需要者である貨物自動車運送事業者について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）の趣旨に鑑み、次のとおり取り扱うこととする。
- (1) 法第33条（第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車の使用停止以上の処分（以下「行政処分」という。）を受けている事業者が該当する場合は、当該処分期間中については、当該処分を受けている営業所に係る許可を行わないものとする。

(2) 許可基準に満たない保有車両数5両未満の営業所に該当する場合は、許可を行わないものとする（貨物軽自動車運送事業者を除く。）。

なお、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性に鑑み、車両数についての特例が設けられ、業務の範囲を限定する旨の条件が付されている霊柩又は一般廃棄物運送を行う事業者等においては、保有車両数にかかわらず、許可の対象としないものとする。

(3) 自らが需要者となっている許可自家用自動車に関して以下に該当する事案が発生した場合には、当該有償運送の許可が満了した日の翌日から起算して1年を経過しない間は、当該事案が発生した営業所に係る許可を行わないものとする。

① 2-1に規定する年間稼働日数又は年間稼働時間の合計の上限を超えて有償運送が行われた場合

② 運転者が3(4)①に定める悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合

③ 3(4)に関し、事実又はこれを証するものを隠滅したと認められる場合

(4) 運送需要者である貨物自動車運送事業者が、行政処分を受けることになった場合には、当該処分期間中については、処分を受けている営業所に係る許可自家用自動車の許可の効力を停止するものとする。

附 則（令和6年3月29日付国自貨第868号）

この通達の施行前に許可された令和6年分の許可自家用自動車に係る処分については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月31日付国自貨第1440号）

（施行期日）

1 この通達は、令和8年4月1日から施行する。

（自家用自動車の有償運送の許可に係る準備行為）

2 この通達による改正後のラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可に係る取扱いについて（以下「新通達」という。）の規定による自家用自動車の有償運送の許可を受けようとする者は、この通達の施行の日前においても、新通達の規定の例により、その申請を行うことができる。

3 行政庁は、前項の規定により申請があった場合には、この通達の施行日前においても、新通達の規定の例により、許可をすることができる。この場合において、当該許可は、この通達の施行の日にされたものとみなす。

（令和8年分の許可の取扱いに関する経過措置）

4 この通達の施行日前に、この通達による改正前のラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可に係る取扱いについて（以下「旧通達」という。）の規定に基づき令和8年分の許可を受けた場合にあっては、この通達の施行日以後について、新通達2-1(1)の規定に基づき、有償運送を行うことができる。この場合において、この通達の施行日以後に使用することができる稼働日数の上限は、新通達2-1(1)の規定に基づき算出した年間稼働日数の合計からこの通達の施行日前に令和8年

分の許可に係る自家用自動車を使用した日数の合計を除いた日数とする。

- 5 この通達の施行日前に、旧通達の規定に基づき令和8年分の許可を受けた場合であって、自家用自動車の稼働時間を書面又は電磁的記録により記録及び管理することができる場合にあつては、この通達の施行日以後について、新通達2-1(2)の規定に基づき、時間単位で有償運送を行うことができる。この場合において、この通達の施行日以後に使用することができる稼働時間の上限は、新通達2-1(2)の規定に基づき算出した年間稼働時間の合計からこの通達の施行日前に令和8年分の許可に係る自家用自動車を使用した日数の合計に8時間に乗じて得た時間を除いた時間とする。

様式 1

有償運送許可申請書及び有償運送利用計画書

年 月 日

運輸支局長 殿

申請代理人
住所
氏名又は名称

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

運送需要者（運送事業者）の氏名 又は名称、住所及び 営業所名		
事業用自動車数 ※一般貨物自動車と 軽貨物自動車の車両 数を分けてご記載く ださい。	一般貨物自動車	台
	軽貨物自動車	台
許可申請者の氏名 又は名称	有償運送許可申請者名簿のとおり	
運送しようとする 物の種類	(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物	
運送しようとする 期 間	(例) 7月～9月、11月～12月の間	
運送しようとする 区 間	(例) ○○配達所から千代田区内の住居等	
自動車登録番号又 は 車 両 番 号	有償運送許可申請者名簿のとおり	

有償運送を必要とする理由	ラストマイル輸送等に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。
申請者による宣誓	<p>申請する年において、2-1に規定する年間稼働日数又は年間稼働時間の合計の上限を超えて道路運送法による有償運送の許可を受けて貨物の運送は行いません。また、2-1(2)の規定に基づき、時間単位で有償運送を行う場合においては、許可自家用自動車の稼働時間について、書面又は電磁的記録により記録及び管理します。</p> <p>運送需要者（運送事業者）が実施する法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等に関する研修等を受講します。</p>

※ 運送しようとする期間の欄に記載する期間は、有償運送許可の申請時における計画期間であり、実際の稼働日数又は稼働時間に関しては、有償運送の許可期間満了後、有償運送実績報告書（様式4）により、報告すること。

※ 添付書類：電子化されていない自動車検査証にあっては自動車検査証（写）
又は電子化された自動車検査証にあっては自動車検査証記録事項

有償運送許可申請者名簿

番号	氏名又は名称	自動車登録番号 又は車両番号
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

--	--	--	--

様式 2

有 償 運 送 許 可 証

氏名又は名称	(例) 別添名簿のとおり
自動車登録番号 又は車両番号	(例) 別添名簿のとおり
運 送 需 要 者 (運送事業者) の 営 業 所	
有 償 運 送 許 可 期 間	

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1 この許可証は、携行し、求めに応じいつでも提示できるようにすること。 2 上記に記載された自動車での運送は、輸送力の確保が困難となっているラストマイル輸送における貨物の運送等に限ること。 3 上記に記載された自動車は、有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないこと。 4 上記に記載された自動車の運転者が悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合には直ちに許可証を返納すること。 5 この許可証は、許可期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。
-----	--

年 月 日 第 号許可

運輸局 運輸支局長 印

様式 3

有償運送許可に係る事故等報告書

年 月 日

運輸支局長 殿

運送需要者（運送事業者）

住所

氏名又は名称

営業所

1. 自動車登録番号又は車両番号
2. 運転者の氏名及び住所
3. 発生日時及び発生場所
4. 事故等の概要

1	救護義務違反	2	酒酔い運転
3	薬物等使用運転	4	妨害運転
5	無免許運転	6	酒気帯び運転
7	過労運転	8	大型自動車等無資格運転
9	無車検運行	10	過積載運行
11	最高速度違反	12	駐停車違反・放置駐車違反
13	(上記以外の)道路交通法の違反行為 (具体的な内容を下記に記入)		
14	自動車事故報告規則第2条各号に定める事故 (具体的な内容を下記に記入)		
	(自動車事故報告規則第2条第 号)		

※ 該当する項目番号に ○ すること。

様式 4

有償運送実績報告書

年 月 日

運輸支局長 殿

運送需要者（運送事業者）

住所

氏名又は名称

営業所

年 月 日から 年 月 日までの自家用自動車の有償運送にかかる運送実績について、下記のとおり報告します。

番号	自動車登録番号 又は車両番号	年間稼働日数又は年間稼働時間	
		年間稼働日数 ※〇年〇月〇日～〇月 〇日及び〇月〇日～〇 月〇日の計〇〇日間の ようにご記載くださ い。	年間稼働時間 ※〇年〇月〇日～〇月 〇日の各〇時間及び〇 月〇日～〇月〇日の各 〇時間の計〇〇時間の ように記載ください。
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

使用した年間稼働日数の合計 ○○○日（又は年間稼働時間の合計 ○○○時間）
 年間稼働日数の合計の上限 ○○○日（又は年間稼働時間の合計の上限 ○○○時間）